

受検番号	
------	--

# 平成 28 年度第 1 回 フォークリフト荷役技能検定 2 級 学科試験問題

## 【解答上の注意】

1. この問題のページは 2 から 6 までです。
2. 解答はすべて別紙解答用紙に記入してください。
3. 問題用紙の表紙に受検番号を記入してください。
4. すべて正誤形式の設問です。各設問の文章の意味が正しいときは、解答用紙の「正」を、誤りのときは解答用紙の「誤」を○で囲むこと。
5. 携帯電話の持ち込みはできません。
6. 制限時間は 40 分です。

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

- 1 労働安全衛生法は、労働者派遣法と相まって、職場における労働者の安全と健康の確保を図ることを目的としているが、快適な職場環境の形成を促進することもその目的としている。
- 2 労働安全衛生法では、「労働者は、労働災害を防止するため必要な事項を守る」と規定されている。
- 3 事業者は、最大荷重1トン未満のフォークリフトの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務に労働者をつかせるときは、当該業務に関する安全のための特別の教育を行わなければならない。
- 4 労働者が10人以上50人未満の事業場では、業種にかかわらず安全衛生推進者を選任しなければならない。
- 5 事業者は、常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回、定期的に、医師による健康診断を行わなければならないが、その従事する業務によっては、6月以内ごとに1回定期的に健康診断を行わなければならない場合がある。
- 6 事業者は、フォークリフトを用いて作業を行うときは、あらかじめ当該作業場所及び地形、荷の種類及び形状等に適した作業計画を定めなければならないが、最高速度が毎時10キロメートル以下で走行するフォークリフトによる作業の場合は、作業計画を定める必要はない。
- 7 事業者は、フォークリフトについては、そのフォーク又はこれにより支持されている荷の下に労働者を立ち入らせてはならないが、誘導員を配置したときは、この限りではない。
- 8 フォークリフトについては、荷の落下によりフォークリフトの運転者に危険を及ぼすおそれのないときを除き、基準に適合するヘッドガードを備えたものでなければ使用してはならない。
- 9 事業者は、フォークリフトを用いて作業を行うときは、その日の作業を開始する前及び作業を終了した後に、制動装置及び操縦装置の機能等について点検を行わなければならない。
- 10 事業者は、最大積載量4トンの貨物自動車に荷を積む作業を行うときは、墜落による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に保護帽を着用させなければならない。

- 11 ガソリンエンジンは、シリンダー内に吸入した空気を高圧に圧縮して高温になった中に燃料を高圧で噴射し、燃料が空気の圧縮熱により自然着火し燃焼した力を回転エネルギーに変える装置である。
- 12 フォークリフトに装着する冷却ファンは、通常の自動車に比べて、車速が低く、走行時の風速によるラジエターの冷却効果が大きいので、ファン枚数を減らしたものを装着している。
- 13 フォークリフトから乗り降りするときは、手すり、タラップ、ハンドル等を利用し、必ず右側から乗り降りする。
- 14 フォークリフト走行時の振動及び揺れは、ニューマチックタイヤ（空気入りタイヤ）使用のフォークリフトよりソリッドタイヤ使用のフォークリフトの方が小さい。
- 15 フォークリフトを使用して前進で曲がり角を曲がる場合は、普通の自動車と異なり後側が内側に寄るため外側よりに旋回する必要がある。
- 16 ガソリンエンジンの燃料供給方式には、キャブレター方式とガソリン噴射方式があるが、排出ガス規制が厳しくなるにつれ、ガソリン噴射方式がより多く採用されてきている。
- 17 フォークリフト作業を開始する前に行う点検は、エンジン始動前及び始動後等に行うが、始動後に点検を行う場合は、必ず車上で操作しなければならない。
- 18 フォークリフトには、一般的に油圧式ブレーキと機械式の駐車ブレーキを装備するが、機械式の駐車ブレーキは、後車輪に作用する。
- 19 トルコン式変速機のトルクコンバーターは、クラッチ式の場合に必要な高低の変速操作が不要なため、運転操作が容易で、軽い操作力で操作できる。
- 20 フォークリフトを発進する前に、リフトレバーを引いて、フォークを 20 cm以上上げ、荷の状態を確認することが必要である。
- 21 フォークを上下させるリフトチェーンは、荷重積載時に十分な強度が必要とされ、フォークリフト構造規格で安全係数が規定されている。

- 22 インナーマストはアウターマストのレールの役目をしている。アウターマストはリフトブラケットが上下するためのレールの役目をしている。
- 23 リフトブラケットは、前面にフォークを取り付けるフィンガーバーが溶接され、側面にはリフトローラーが取り付けられている。
- 24 フォークの取り付けの間隔は、通常、パレットの幅の3分の1以上、4分の3以下程度とするのがよい。
- 25 マストでフリーリフト量とは、マストを垂直にし、マストの高さを変化させずにリフトブラケットを上げることができる最大揚高で、地面からフォーク水平部の上面までの高さをいうが、フリーリフト量は、二段マストの方がフルフリー三段マストより大きい。
- 26 フォークを荷に差し込んだときタイヤをスリップさせたり、トルクコンバーターがむやみにストール状態にならないように注意する。
- 27 油圧ポンプはエンジンまたはモーターによって回転し、高圧油を送り出す、シリンダーなどの荷役装置の動力源である。もし、作動油タンクの油が少なくなると、ポンプが空気もいっしょに吸い込んで、騒音を発するようになる。
- 28 フォークリフトのアタッチメントの一つであるヒンジドフォークはバケット装着によりバラ物の運搬も可能なアタッチメントである。バケットを装着しても許容荷重が変わらないのが特徴である。
- 29 けたまたはけた板の長さ方向の寸法をパレットの長さといい、これと直角方向の寸法をパレットの幅という。
- 30 フォークリフトを離れる場合には、短時間の場合を除き、駐車ブレーキを完全にかけて、原動機を止めておかなければならない。
- 31 フォークの昇降やマストの前後傾は、それぞれリフトシリンダー、テイルトシリンダーに高圧（10～20MPa）の作動油を送り込んでピストンを作動させることによって行われる。
- 32 積荷状態で急な坂を登るときは、フォークの先端またはパレットの底部を路面に接触させないため、できるだけ積荷を地面から遠ざけるようにして走行する。

- 33 1つの段では物品をすべて同じ方向に並べ、次の段では、90° 方向を変えながら交互に積み重ねる方式をれんが積みという。
- 34 パレットまたはスキッドにフォークを差し込むときは、フォークを根もとから少し手前まで差し込み、根もととフォークの先の間遊びを持たせることが必要である。
- 35 ポストパレットは、主としてばら物等を運搬するために使用されるものである。
- 36 物体の各部に働いている重力が、見かけ上そこに集まって作用する点をその物体の作用点という。
- 37 1つの力を互いにある角度をなす2つ以上の力に分けることを力の分解といい、分けられたそれぞれの力を合力という。
- 38 荷重表の荷重中心とは、荷重の重心位置とフォークリフトの車体の重心との距離を意味している。
- 39 慣性とは、外から力が作用しない限り、静止しているときは永久に静止の状態を続けようとし、運動しているときは永久にその運動を続けようとする物体の性質をいう。
- 40 カウンターバランス式フォークリフトが、水平で平坦な倉庫内に停止している場合、積荷を高くすると前方に傾けようとするモーメントが大きくなる。
- 41 最近の全業種における労働災害（休業4日以上死傷災害）を事故の型別で見ると、転倒災害が最も多く、次いで墜落・転落災害が多い。
- 42 厚生労働省が示している「職場における腰痛予防対策指針」では、一般的な腰痛の予防対策のほか、重量物取扱い作業や立ち作業等腰痛の発生の多い作業についても腰痛予防対策を示している。
- 43 フォークリフトを用いて作業を行うときは、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたとき以外は、フォークやパレットの上等乗車席以外の箇所に労働者を乗せてはならない。

- 44 平成 25 年に厚生労働省が公表した「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」は、陸上貨物運送事業の荷役災害等の労働災害を防止するためのもので、陸上貨物運送事業以外の業種については特に関係するものではない。
- 45 ロールボックスパレットは、かご台車、かご車などとも呼ばれ、荷役作業で多く使用されているが、労働災害の発生も多いことから、労働安全衛生法第 59 条に基づく特別教育を実施しなければならない。
- 46 動作の反動等による労働災害防止対策として、ロールボックスパレット等の重量物を押す場合には、荷に身体を寄せて背を伸ばし、上体を前傾させて前方の足に体重をかけて押すようにする。
- 47 はいの上で作業を行う場合において、作業箇所の高さが床面から 1.2 メートルのときは、当該作業に従事する労働者が床面と当該作業箇所との間を安全に昇降するための設備を設けなければならない。
- 48 高さが 2 メートル以上のはいはい崩しの作業をフォークリフト運転者が行っている場合に、別の作業員がその作業の一部を人力で補助している場合は、はい作業主任者の選任が必要である。
- 49 荷役作業を行う労働者に対して行う安全衛生教育の中には、危険予知訓練やリスクアセスメント教育があるが、両者の内容はほぼ同一のため、いずれか一方を実施すれば足りるものである。
- 50 荷役作業における労働災害を防止するため、荷役作業を行う場所について、荷の積卸しや荷役運搬機械等を使用するために必要な広さの確保、床の凹凸や照度の改善、安全な通路の確保等に努めることが必要である。